

新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ

オミクロン株対応ワクチン接種(3～5回目接種)を希望される方は、お早めにご予約ください。

【対象者】

1・2回目接種が完了している12歳以上の方で、最後の接種日から3か月が経過している方

【使用するワクチン】

町集団接種会場では、ファイザーのオミクロン株対応2価ワクチン(BA.4-5対応型)を使用します。

接種回数は1回です。

【接種の案内について】

対象者の方には、最終接種日から3か月经過する時期に予診票等をお送りします。

予診票(接種券)が紛失等によりお手元に無い場合は、再発行が可能です。

町接種対策班 ☎69126 にお問い合わせください。

電話予約 ☎028-614-7213	<p>上三川町コロナワクチン相談・予約センター</p> <p>☎028-614-7213</p> <p>対応時間:午前9時30分～午後7時 土日・祝日を含む毎日 年末年始(12/29～1/3)は休みです。</p> <p>外国語ダイヤル050-3816-9148(ベトナム語・英語・中国語対応) FAX番号028-632-3750(耳が不自由な方がご利用いただけます)</p>	インターネット予約 QRコード	 <p>町ホームページを開く→ サイト内検索「ワクチン 予約」</p>
-----------------------	--	--------------------	---

※かかりつけ医で接種を希望される場合は、直接医療機関にお問い合わせください。

▶問い合わせ先=新型コロナウイルスワクチン接種対策班 ☎69126

発熱など体調に異変を感じ

「新型コロナに感染したかもしれない・・・?」と思ったら

対面による医師の診察、検査、薬の処方を希望する方

重症化リスクの高い方(65歳以上の方、基礎疾患がある方、お子さん、妊娠している方など)

→医療機関の発熱外来を受診しましょう

15歳以上64歳以下の方かつ重症リスクの低い方で、症状が軽く、自宅で速やかに療養を開始したい方
検査キットを使用した自主検査を選択することができます。

【検査キットの入手方法】

「県検査キット配布センターへWebで申し込む(申込日の翌日以降に配送)」または「ご自身で薬局等で購入する」などの方法があります。

検査キットを選ぶ時の注意点

検査キットは国が承認した「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示されているものを選びましょう。「研究用」と表示されているものは、国で承認されたものではなく、性能等が確認されていません。

【自主検査の結果、陽性だった場合】

Webで「とちぎ健康フォローアップセンター」に陽性登録し、ご自身で健康観察しながら、所定の期間が過ぎたら療養解除となります。

自主検査についての詳細など、発熱等がある場合の受診方法については、
県のコールセンターへご相談ください。

「受診・ワクチン相談センター」 ☎0570(052)092(24時間対応)

詳細は
こちらで
確認して
ください



県ホームページ

▶問い合わせ先=新型コロナウイルスワクチン接種対策班 ☎69126

介護認定をお持ちの方が受けられる控除があります

所得税法や地方税法では、介護認定をお持ちの方や介護サービスを利用している方は、障がい者控除や医療費控除を受けられる場合があります。各控除を受けるには、確定申告の際に認定書等が必要になるものもありますので、ご確認ください。

介護サービス利用料

介護事業所が発行する領収書に「医療費控除対象額」が記載されている場合は、その額が医療費控除の対象になります。(高額介護サービス費等で払い戻しを受けた額を除く)

障がい者控除

介護認定情報の内容が基準を満たす場合に町が発行する「障がい者控除対象者認定書」で障がい者控除が受けられます。

▶申請方法＝健康福祉課窓口まで介護保険被保険者証の写しをお持ちください。

▶交付方法＝申請者宛に郵送

おむつ代の医療費控除

確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、介護認定情報の内容が基準を満たす場合に町が発行する確認書で医療費控除が受けられます。

▶申請方法＝健康福祉課窓口まで介護保険被保険者証の写しをお持ちください。

▶交付方法＝申請者宛に郵送

郵送で交付しますので、確定申告前に余裕をもって手続きをお願いします。

▶問い合わせ先＝健康福祉課 高齢者支援係 ☎56 9102

20歳になったら国民年金

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満の人が加入する公的年金制度です。

若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気・ケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができます。

●老齢基礎年金

受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができる年金です。

なお、60歳から65歳になるまでの間で繰り上げ請求をした場合は、請求した時(月数)に応じて年金額が減額されます。

また、66歳から70歳になるまでの間で繰り下げ請求をした場合、請求した時(月数)に応じて年金額が増額されます。

●障害基礎年金

病気や事故等で重い障がいが残ったときに受け取ることができる年金です。

受け取りにあたり、納付要件や障がいの状態について年金機構の審査があります。

●遺族基礎年金

加入者が亡くなった場合、その人により生計を維持されていた「子のある配偶者、または子」が受け取ることができる年金です。

※各種年金の受け取りにあたり、納付状況等の要件があります。

※保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」「保険料免除・納付猶予制度」もありますので問い合わせ先へご相談ください。

▶問い合わせ先＝住民課 国保年金係 ☎56 9134
宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281